

平成 29 年著作権関係裁判例紹介



弁護士・NY 州弁護士・証券アナリスト **岡本 健太郎**

要 約

平成 29 年（暦年）における著作権法関連の裁判例として、重要な争点や判断を含むと思われる 13 件を紹介する。著作物性が問題とされた、極真選挙公約文事件（①：公約文）、弁護士集客チラシ事件（③：チラシ及びアンケート）、シャミー事件（⑤：衣服）等のほか、共同著作物性が問題とされた Stella McCartney 事件（⑥）等、興味深い判決がみられた。

なお、本稿は、本年 2 月 13 日の東京弁護士会知的財産権法部の定例部会における報告に基づいて、参加者との質疑も踏まえて報告者が書き下ろしたものである。

目次

- 第 1 著作権関係裁判例の概況
 - 1 事件数
 - 2 裁判所
- 第 2 著作物性の有無が争いとなった事案
 - ① 極真選挙公約文事件
 - ② 警告シール事件
 - ③ 弁護士集客チラシ事件
 - ④ 通販管理システム事件
 - ⑤ シャミー事件
- 第 3 著作者の認定が争いとなった事案
 - ⑥ Stella McCartney 事件
- 第 4 侵害の有無が争いとなった事案
 - ⑦ 東京国際映画祭記事事件
 - ⑧ アクシスフォーマー事件
 - ⑨ 包装デザイン事件
 - ⑩ 獄中絵画事件
- 第 5 損害額が争いとなった事件
 - ⑪ ウィンドウズ違法販売事件
- 第 6 契約関係が争いとなった事案
 - ⑫ 漫画利用許諾契約事件
 - ⑬ ERP システム事件

第 1 著作権関係裁判例の概況

1 事件数

裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の「裁判例情報」中の知的財産裁判例集において、以下の検索を行った。

「裁判年月日」平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日（期間指定）

「全 文」著作権

その結果、53 件の裁判例が該当し、明らかに著作権が争点ではない 14 件を除外したところ、裁判例は 39 件となった。このうち 11 件は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（いわゆるプロバイダ責任制限法）4 条 1 項に基づく発信者情報開示請求事件である。

平成 29 年の著作権法関連の裁判例は、ここ数年の中では総数が少ない上、重要な争点、判断等を含むと思われる裁判例も少ないように思われる。本稿では、相対的に重要な争点、判断等を含むと思われる 13 件について、主な争点ごとに分類して紹介する。

なお、本稿中の画像は、主に上記の知的財産裁判例集から引用した。

2 裁判所

著作権関係の裁判例 39 件における裁判所の内訳は、以下のとおりである。

- ・東京地方裁判所 22 件
- ・大阪地方裁判所 4 件
- ・大阪高等裁判所 2 件
- ・知的財産高等裁判所 11 件

第 2 著作物性の有無が争いとなった事案

「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属す

るものをいう（著作権法 2 条 1 項 1 号）。著作物は同法 10 条 1 項各号に列挙されているが、例示であって、同法 2 条 1 項 1 号の要件を満たす場合には、著作物性が肯定され得る。

応用美術については、従来は、実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えている場合などに限り、著作物性が肯定されてきた。しかし、TRIPP TRAPP 事件判決⁽¹⁾では、応用美術であっても、同法 2 条 1 項 1 号の著作物性の要件を充たす場合には著作物性を肯定すべきなどとする、従来とは異なる判断枠組みが採用された。同裁判体は別の事件でも同様の判断枠組みを採用したが⁽²⁾、他の裁判体では依然として従来の判断枠組みが採用されている⁽³⁾。

本稿では、著作物性の有無が争点とされた裁判例として、①立候補の際の公約文、②警告シール、③広告及び④ HTML の創作性の有無が問題となった事件、並びに、⑤応用美術である衣服の著作物性が問題となった事件を紹介する。

① 極真選挙公約文事件（東京地判（29 部）平成 29 年 10 月 2 日（平成 29（ワ）21232）

〔事案の概要〕

極真会館世界総極真の所属員（原告）は、総極真の代表選挙に立候補した際の公約文が氏名不詳者によって「2ちゃんねる」に無断で掲載されたとして、プロバイダ（被告）に対して発信者情報開示請求を行った。発信者情報開示請求が認容されるには、実体的要件として、①権利侵害の明白性、②開示を受けるべき正当理由等が必要であることから、被告は、著作権侵害を否定するため、公約文を構成する個々の文章は公約としてありふれており、創作性がないなどと主張した。公約文の概要は以下のとおりである。

公約（抜粋）

1. 人事は、出来る限り会員の意見を聞いて決めます。決して独断と密室で決めません。
2. 総会へ出席する時の会員（社員）の交通費・宿泊費・食事代を補助します。
3. 会員の冠婚葬祭及び病气、ケガ等に際し、総極真として出来る限りの事をやります。
4. 国内外の活動を積極的に行っていきます。
5. 他団体の代表等と会合の際は必ず、事前に会員にお知らせします。そして、会員の意見を聞いて、反対意見が多

ければ会いません。

信条（抜粋）

権力者は、地位と権力で物を言い、下の者の意見は聞かない。リーダーは、皆と同じ目線で活動し、皆と同じ目線で物を言い、皆の意見に耳を傾ける。権力者は、自分の為に人を動かそうとする。リーダーは、皆の為に行動し皆の目となり耳となる。

〔判 旨〕

本判決は、個々の文章について著作物性の検討は行わず、公約文には、「総極真の代表選挙における原告の 19 個もの公約や信条に係る記載があり、全体として 40 以上の文章からなるまとまりのある文書であると認められるから、その内容や記載順序等において、原告の個性が表出されていると認められる」などとして、公約文全体の著作物性を肯定し、結論として、発信者情報開示請求を認容した。

② 警告シール事件（東京地判（46 部）平成 29 年 11 月 16 日（平成 28（ワ）19080）

〔事案の概要〕

消防支援車の製造業者（原告）は、一般競争入札で消防支援車を落札して製造した競合他社等（被告ら）に対して、被告らが原告と類似の制御プログラム、タッチパネル画面、取扱説明書及び警告用シールを利用し、複製権又は翻案権を侵害したなどと主張して、損害賠償請求を行った。

本件では、制御プログラム、タッチパネル画面、取扱説明書及び警告用シールの著作物性が問題とされたが、本判決は、警告用シールについてのみ著作物性及び複製権侵害を認め、請求を一部認容した。以下では、警告用シールについての判断を紹介する。

〔判 旨〕

（1）警告用シールの概要

本判決上、警告用シールは以下のように説明されている（下線は著者による）。なお、裁判所のウェブサイトには警告用シールの画像は掲載されていない。

- ① 図柄と「NO STEP」の文字を組合わせた長方形状である。
- ② 図柄は、黒色で縁取られた黄色の四角内に、白い足形のマークと対角線状の×印が描かれている。

- ③ ×印は四角を縁取る黒い線と概ね同じ太さの黒い線で描かれており、足形マークは若干細い黒い線で縁取られている。
- ④ 足形マークは、人間のすねから足先までを真横から見た形状であり、四角の右上にすねの部分が、四角の左下に靴の部分が位置する状態で斜めに描かれ、靴の左上の先端が上がった状態で斜めに描かれている。
- ⑤ 足形マークは、足首の部分が若干細くなっており、足首から上はズボンをはいた形を、足首から下は靴をはいた形をしている。
- ⑥ 靴のデザインは、足先に向けて細くなり、つま先がとがった形状となっているほか、靴底が平らではなく、かかと部分に段差がある形状となっている。

(2) あてはめ

本判決は、①足のマークと×印の組合せ、②黄色の使用及び③図柄と「NO STEP」の文字の組合せ自体は、「立入禁止」のイラストとしてありふれた表現であるとした。他方、立入禁止の趣旨を表すイラストにおいて、足のマークの表現には選択の幅があるとした上、原告の警告シールにおける足形マークには、④ズボン及び靴をはいている、⑤靴は足先に向けて細くなり、つま先がとがっている、⑥右上にすねの部分、左下に靴の部分がそれぞれ位置する状態で斜めに描かれ、靴の全体も左上の先端が上った状態で斜めに描かれているといった特徴があり、作成者の思想又は感情が創作的に表現されているなどとして、原告の警告シールの著作物性を肯定した。

また、本判決は、原告は、警告シールの製作を A 社に依頼後、デザイン変更案を作成して A 社に提示するなど、自社の名義で納品する車両に貼付することを目的として警告シールを作成したものであり、その著作権は原告に帰属するとした。その上で、被告は、A 社からデザイン一覧表の提示を受けて原告の警告シールのデザインを採用し、実質的に同一のシールを使用したとして、複製権侵害を認めた。

- ③ 弁護士集客チラシ事件（東京地判（47 部）平成 29 年 2 月 28 日（平成 28（ワ）12608）等、知財高判（2 部）平成 29 年 10 月 5 日（平成 29（ネ）10042）

〔事案の概要〕

一審原告は弁護士であり、一審被告は交通事故の被

害者向けに情報提供、無料相談会等を行う NPO 法人「交通事故 110 番」の提携行政書士である。一審原告は、法律相談会の参加者を募るために広告（「原告広告」）を作成し、広告業者を通じて配布した。本 NPO の代表者が、原告広告を入手し、一審被告を含む提携専門家に配布した上、原告広告と類似の広告を作成するよう指示したため、一審被告は、これに従って、地方相談会の宣伝広告のために広告（「被告広告」）を作成し、配布した。

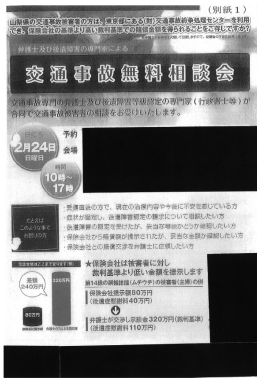
これに対して、一審原告は、一審被告が被告広告を配布したことにより、一審原告の著作権（複製権）及び著作者人格権（同一性保持権）が侵害されたなどとして、被告に対して損害賠償請求及び原告広告の複製・頒布の差止請求を行った。また、一審原告は、一審被告が裏面にアンケート（「被告アンケート」）が印刷された被告広告を配布し、原告広告の裏面アンケート（「原告ファイル」）のうち一審原告が作成した部分（「原告追加部分」）の著作権（複製権）を侵害したなどと主張して、原告追加部分の複製・頒布の差止を求めた。

他方、一審被告は、一審被告が作成したウェブサイト上の問合せフォーム（「被告ファイル」）と原告ファイルが重複しており、一審原告が原告ファイルを含む宣伝広告チラシを作成及び頒布したことにより、一審被告の著作権（複製権若しくは翻案権）又は著作者人格権（同一性保持権）を侵害したなどと主張して反訴を提起し、損害賠償請求及び原告ファイルの内容を含む広告宣伝チラシの複製・頒布の差止請求を行った。

原審は、本訴につき、原告広告の著作物性の有無は判断せず、一審原告が一審被告による改変に同意したなどとして著作権侵害の成立を否定し、また、原告追加部分に関して、被告アンケートと原告ファイルとの共通部分には創作性がないなどとして、著作物性及び著作権侵害を否定した。他方、反訴については、被告ファイルは素材の選択及び配列に創作性がないなどとして、編集著作物性を否定した。これに対して、一審原告及び一審被告が控訴した。

原告及び被告の広告、アンケート等は以下のとおりである⁽⁴⁾。

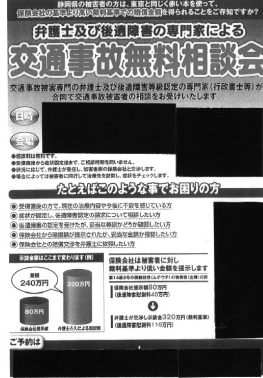
原告広告



原告広告裏面 (抜粋) (原告ファイル)

高松・アヲダチ	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
二番町駅前	18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
三番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
四番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
五番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
六番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
七番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
八番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
九番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十一番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十二番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十三番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十四番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十五番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十六番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十七番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十八番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十九番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
二十番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00

被告広告 (例)



被告広告裏面 (抜粋) (被告アンケート (例) (5))

高松・アヲダチ	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
二番町駅前	18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
三番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
四番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
五番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
六番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
七番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
八番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
九番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十一番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十二番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十三番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十四番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十五番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十六番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十七番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十八番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十九番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
二十番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00

被告入力フォーム (抜粋) (被告ファイル)

高松・アヲダチ	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
二番町駅前	18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
三番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
四番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
五番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
六番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
七番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
八番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
九番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十一番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十二番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十三番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十四番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十五番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十六番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十七番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十八番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
十九番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00
二十番町駅前	18:00 / 18:30 / 19:00 / 19:30 / 19:45 / 20:00

〔判旨〕

(1) 本訴
ア 広告

本判決は、①一審原告は、原告広告とほぼ同一内容の広告が本 NPO 法人の地方相談会の集客に用いられていることを問題にすることなく、一審被告に対して広告の具体的表現の変更を提案していた、②一審原告が一審被告による著作権侵害の主張を始めたのは、その約 2 年 6 か月後である、③一審原告は、一審被告と連携して事件処理や案件紹介を行うなどして、利益を得ていたなどと認定した。その上で、一審原告は一審被告による原告広告の利用を包括的に許諾していたなどとして、原審と同様に、原告広告の著作物性を判断することなく、一審被告による著作権侵害を否定した。

イ アンケート

本判決は、原告ファイル (原告追加部分) と被告アンケートは、④相談の希望時間、⑤連絡先、⑥事故発生状況、⑦治療先等の各記載欄が共通するとした。その上で、相談の希望時間を聴取することは一般的であり、30 分毎に区切った時刻の記載もありふれている (⑧)、その他の点も一般的にみられるありふれた表現である (⑨以下) などとして、原告追加部分の著作物性及び複製権侵害を否定し、結論として、控訴を棄却した。

(2) 反訴

本判決は、まず、「ある編集物が編集著作物として著作権法上の保護を受けるためには、素材の選択又は配列によって創作性を有することが必要である」とした。その上で、被告ファイルには、「氏名・フリガナ」、「年齢・性別・職業」、「住所・TEL」、「メールアドレス」、「事故日」、「事故発生状況」、「あなた」、「加害者」、「受傷部位」、「傷病名」、「症状」、「治療経過」、「初診治療先」、「治療先 2」、「治療先 3」、「あなたの保険」、「保険会社・共済名」、「加害者の保険」、「保険会社名」、「相談内容・お問い合わせ」の各欄を設け、その下に記載スペースとして空白を設けているものの、相談者から必要な情報を把握するという被告ファイルの性質上、「①相談者個人特定情報、②交通事故の具体的状況、③相談者の受傷及び治療の状況並びに④事故関係者の保険加入状況に関する情報のほか、⑤具体的な相談希望内容についての情報を収集する必要があることは、当然のことであり、これらの項目は「被告ファイルの性質上、当然に設けられるべき項目であって、その順番も、…それぞれの必要項目を適宜並べたに過ぎ」ず、素材の選択又は配列による創作性はないなどとして、被告ファイルの編集著作物性を否定し、反訴請求を棄却した。

④ 通販管理システム事件 (知財高判 (4 部) 平成 29 年 3 月 14 日 (平成 28 (ネ) 10102))

〔事案の概要〕

一審原告は、コンピュータ・システム等の開発・販売業者であり、一審被告は、サプリメントの製造・販売業者である。一審被告は、一審原告に通販管理システムの開発を依頼し、一審原告が開発したシステムを利用して、一審原告との契約終了後、自社サイトのリニューアル、デザインシステムの制作等を別会

社に委託した。一審原告は、一審被告が契約期間満了後も一審原告のプログラムを違法に複製して利用しているなどとして、一審被告に対して著作権（複製権）侵害を理由に損害賠償請求を行った。

一審原告は、本件プログラムのうち HTML の著作権侵害についてのみ具体的に主張していたところ、原審⁶⁾は、本件 HTML には画面制作時の決まりに従った定型的な表現が多く含まれており、一審原告が創作的な表現を作成したとは言えないなどとして、本件 HTML の著作物性を否定し、一審原告の請求を棄却した。これに対して、一審原告が控訴した。

〔判 旨〕

(1) 判断枠組み

本判決は、プログラムの著作物性につき、「プログラムは、『電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの』（著作権法 2 条 1 項 10 号の 2）であり、コンピュータに対する指令の組合せであるから、正確かつ論理的なものでなければならないとともに、著作権法の保護が及ばないプログラム言語、規約及び解法（同法 10 条 3 項）の制約を受ける」とした。その上で、「プログラムの作成者の個性は、コンピュータに対する指令をどのように表現するか、指令の表現をどのように組み合わせるか、どのような表現順序とするかなどといったところに表れる」などとした。

また、「プログラムの著作物性が認められるためには、指令の表現自体、同表現の組合せ、同表現の順序からなるプログラムの全体に選択の幅が十分にあり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性が表れているものであることを要する」とした一方、「プログラムの表現に選択の余地がないか、あるいは、選択の幅が著しく狭い場合には、作成者の個性の表れる余地がなくなり、著作物性は認められなくなる」とした。

(2) あてはめ

本判決は、「本件 HTML は、被控訴人が決定した内容を、被控訴人が指示した文字の大きさや配列等の形式に従って表現するものであり、そもそも、表現の幅は著しく狭い」とした上、控訴人（一審原告）が創作性を主張している各部分は、HTML の事典に従ったものや、語義から内容が明らかなありふれたものであるなどとして、創作性を否定した。その上で、控訴人は、本件 HTML 以外のプログラムについても、創作

性がある部分を具体的に主張していないとして著作物性を否定し、結論として控訴を棄却した。

⑤ シャミー事件（大阪地判（21 部）平成 29 年 1 月 19 日（平成 27（ワ）9648 等）

〔事案の概要〕

衣服の製造販売業者（原告）が、被告が類似の衣服を販売したことにより、著作権（複製権又は翻案権）が侵害されたなどとして、被告商品の製造販売等の差止、廃棄及び損害賠償を求めた。原告及び被告の各商品は以下のとおりである⁷⁾。



〔判 旨〕

本判決は、被告商品 1 及び 3 について形態模倣（不正競争防止法 2 条 1 項 3 号）を認め、請求を一部認容した。著作権侵害の有無は、被告商品 1 及び 3 については判断せず、被告商品 2 についてのみ判断したことから、以下では、被告商品 2 の判断を紹介する。

(1) 判断枠組み

本判決は、原告商品 2 の花柄刺繍部分のデザインは、「衣服に刺繍の装飾を付加するために制作された図案に由来するもの」であり、衣服全体のデザインも「衣服向けに制作された図案に由来する」として、応用美術に該当するとした。

その上で、著作権法 2 条 2 項が「『美術の著作物』は、美術工芸品を含む」と規定する一方、実用に供され、産業上利用可能な意匠については、意匠法所定の要件の下で意匠権として保護され得るなどとして、

「実用に供され、産業上利用される製品のデザイン等は、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えている場合に初めて著作権法上の『美術の著作物』として著作物に含まれ得る」という応用美術に関する従来の判断枠組みを採用した。

(2) あてはめ

本判決は、花柄刺繍部分の花柄のデザインについて、それ自体は美的創作物ではあるものの、「婦人向けの衣服に頻用される花柄模様の一つのデザインという以上の印象を与えるものではなく、少なくとも衣服に付加されるデザインであることを離れ、独立して美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えたものとは認められない」とした。

原告商品 2 全体のデザインについても、その「形状は、専ら衣服という実用的機能に即してなされたデザインそのものというべきであり、…実用的機能を離れて独立した美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えたものとは認められない」として、原告商品 2 の著作物性を否定した。

第 3 著作者の認定が争いとなった事案

著作権法上、著作者とは、著作物を創作する者（同法 2 条 1 項 2 号）、著作者人格権及び著作権を享有する（同法 17 条 1 項）。また、共同著作物（2 条 1 項 12 号）の著作権は、共同著作者の共有となるが（同法 64 条、65 条）、共同著作物となるには、③各著作者間における一つの著作物を創作するという共同意思、④共同して創作行為を行うという事実等が必要とされている^⑧。

以下に紹介する⑥ Stella McCartney 事件では、建築の著作物についての共同著作者性が争点とされた。

- ⑥ Stella McCartney 事件（東京地判（47 部）平成 29 年 4 月 27 日（平成 27（ワ）23694）、知財高判（3 部）平成 29 年 10 月 13 日（平成 29（ネ）10061））

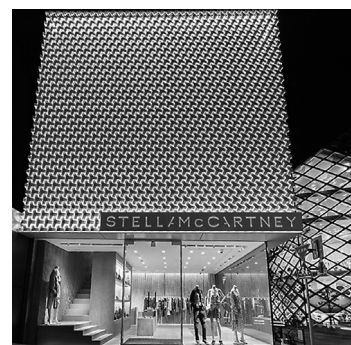
〔事案の概要〕

A 社は、大手ゼネコン（一審被告 Y1）にファッション・ブランド（Stella McCartney）の店舗（「本件建物」）の設計及び建築を依頼するとともに、建築デザイン会社（一審原告 X）にも本件建物の外観デザイン監修を依頼した。一審被告 Y1 は、「光を纏ったキュー

ブを街に浮かべる」、「ニュートラルでインパクトある表情を生み出す」といったデザインコンセプトに基づき、2 階以上に外装スクリーンを設置することを提案し、設計資料を提示した。一審原告 X は、A 社を通じて一審被告 Y1 から設計資料を受領した後、「本件建物のファサード（著者注：建物の正面部分）を、日本の伝統柄をデザインの源泉とし、『日本』を暗喩できるもの」といった考えに基づき、外装スクリーンに組亀甲柄を配置した設計資料及び立体模型を作成し、A 社に提案した。一審原告 X は、一審被告 Y1 が同席する場で A 社に対して計画案を説明した上、一審被告 Y1 に共同設計の提案を行ったが、一審被告 Y1 はこれを拒絶し、以降、一審被告 Y1 と一審原告 X の接触はなかった。一審被告 Y1 は、A 社から、「従前どおり一審被告 Y1 単独の設計を前提に、組亀甲柄も参考とした外装スクリーンの検討を行ってほしい」との要望を受け、組亀甲柄の編込みデザインを採用した。

本件建物の完成後、一審被告 Y1 は、本件建物の単独の著作者として複数の建築デザイン賞に応募し、入賞した。また、出版社（一審被告 Y2）は、本件建物の外観写真を書籍に掲載し、著作者名を一審被告 Y1 と表示した。

一審原告 X は、一審被告らに対して、一審原告 X が④本件建物の共同著作者（主位的主張）又は⑤本件建物を二次的著作物とする原著物の著作者（予備的主張）であるなどとして、本件建物の著作者人格権（氏名表示権）を有することの確認、慰謝料、謝罪広告の掲載、書籍の複製・頒布の差止め、回収、廃棄等を求めた。本件建物の外観^⑨は以下のとおりである。



〔原 審〕

原審は、概要以下のように判断し、一審原告 X の請求を棄却した。なお、一審原告 X 及び一審被告らとも、本件建物の著作物性は争っておらず、本件建物が著作物に該当することを前提としているように思われる。

(1) 一審原告 X の共同著作者性

ア 一審原告 X の創作的関与

(判断枠組み)

原審は、「作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、…創作的な表現ということはできない」とした。

また、『建築の著作物』（著作権法 10 条 1 項 5 号）とは、現に存在する建築物又はその設計図に表現される観念的な建物であるから、当該設計図には、当該建築の著作物が観念的に現れているといえる程度の表現が記載されている必要がある」とした。

(あてはめ)

原審は、①一審原告 X は、日本の伝統柄をデザインの源泉として、「本件建物の外装スクリーンの上部を立体形状の組亀甲とする」設計案を提示したものの、一審被告 Y1 には、その着想がなかったとした。一方、②一審原告 X の提案は、一審被告 Y1 の設計資料を前提に、外装スクリーンの上部のみを変更したものである、③一審原告 X の提案には、組亀甲柄について、実際に使用される具体的な配置、配列、ピッチ、密度、幅、厚さ、断面形状は示されていない、④組亀甲柄は、伝統的な和柄であり、建築物等での使用例が複数存在する上、建築物の図案集にも掲載されているとした。

その上で、一審原告 X の提案は、一審被告 Y1 の「設計資料を前提として、その外装スクリーンの上部部分に、白色の同一形状の立体的な組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置、配列するとのアイデアを提供したものにすぎ」ず、「仮に、表現であるとしても、その表現はありふれた表現の域を出るものとはいえず、…創作的な表現であると認めることはできない」とした。また、一審原告 X の提案は、「実際建築される建物に用いられる組亀甲柄の具体的な配置や配列は示されていないから、観念的な建築物が現されていると認めるに足りる程度の表現であるともいえない」とした。

イ 共同創作の有無

原審は、①一審被告 Y1 の担当者は、一審原告 X から設計資料及び模型に基づく提案内容の説明を聞いたものの、一審原告 X からの共同設計の提案を断り、その後、一審原告 X と接触や協議がない、②一審原告 X の設計思想は、日本の伝統柄を現代的にデザインした

ものである一方、一審被告 Y1 の設計思想は、組亀甲柄の幾何学構造に着目した編込みデザインであって、一審原告 X と一審被告 Y1 の設計思想が異なる、③一審原告 X の提案と本件建物は、立体格子の柄や向き、ピッチ、幅、隙間、方向等といった「建物の外観に関する表現上の重要な部分、すなわち本質的特徴といえる点において多くの相違点がある」などとして、一審原告 X と一審被告 Y1 の共同創作の意思及び事実の存在を否定し、一審原告 X の共同著作者性を否定した。

(2) 一審原告 X の原著作者性

一審原告 X は、本件建物が、一審原告 X の設計資料及び模型の二次的著作物であるなどと主張した。

これに対し、原審は、一審原告 X の設計資料及び模型に基づく提案は創作的な表現ではないとして著作物性を否定した上、仮に著作物性があるとしても、一審原告 X の設計資料及び模型と本件建物は、表現上の重要部分において多くの相違点があるとして、一審被告 Y1 による翻案も否定し、結論として請求を棄却した。〔控訴審〕

一審原告 X（控訴人）が控訴したところ、本判決では、以下のような付加判断を行って控訴を棄却した。

本判決は、原審と同様に、控訴人の設計資料及び模型に基づく提案は、「建築の著作物」への創作的関与を認めるだけの具体性ある表現とはいえないとした。控訴人は、「具体的な建物の外観が視覚的に、一般人にとって看守可能な形で図面上表現されていれば、それは具体的な表現である」などと主張したが、本判決は、「格子の大きさ一つ取っても、その大きさ次第で、いくらでも集合体としての外観デザインが変わり得る…から、控訴人が想定していた現実の外観は、控訴人設計資料及び控訴人模型をもってしては、いまだ『視覚的に、一般人にとって看取可能な形で図面上表現されていた』といえ」ないとした。

加えて、「外装スクリーン部分の表現そのもの（図案）に関して、…何らかの著作物性（創作性）を認め得るとしても、…控訴人代表者の提案と現実完成した本件建物の外観とでは、2 層 3 方向の連続的な立体格子構造（組亀甲柄）が採用されている点と、せいぜい色（白色）が共通するのみであり、少なくとも立体格子の柄や向き、ピッチ、幅、隙間、方向が相違し、「全体としての表現や見る者に与える印象が全く異なる」などとして、控訴人の提案と本件建物の外観との

共通部分は 2 層 3 方向の連続的な立体格子構造（組亀甲柄）を採用した点のみであり、それ自体はアイデアに過ぎないとした。

結論として、控訴人が本件建物の外観について創作的に関与したとはいえ、また、その提案が本件建物の原著作物にあたるとも言えないとした。

第 4 侵害の有無が争いとなった事案

他人の著作物を無断で改変した場合には、翻案権侵害のほか、同一性保持権（著作権法 20 条 1 項）や名誉・声望権（同法 113 条 6 項）の侵害も問題となり得る。⑦東京国際映画祭記事事件では、第三者による記事の改変につき、名誉・声望権の侵害等が問題とされた。

また、平成 29 年には、3 月に DeNA がキュレーションサイト（まとめ記事サイト）における複製権、翻案権侵害等に関して第三者報告書を提出し⁽¹⁰⁾、また、5 月に京都大学の式辞におけるボブ・ディラン氏の歌詞の使用について JASRAC が問合せを行うなど⁽¹¹⁾、「引用」（著作権法 32 条 1 項）の成否が問題とされる事案もあった。平成 29 年の裁判例でも、複数の事件で引用の成否が問題とされており⁽¹²⁾、本稿では、このうち⑧アクシスフォーマー事件を紹介する。

また、⑨包装デザイン事件では、権利制限規定である「裁判手続等における複製」（同法 42 条）の成否が争点とされており、参考までに本稿において紹介する。

⑦ 東京国際映画祭記事事件（知財高判（2 部）平成 29 年 1 月 24 日（平成 28（ネ）10091）

〔事案の概要〕

映画プロデューサー（一審原告）が、「なぜ東京国際映画祭は世界で無名なのか」という記事を雑誌「プレジデント」に掲載したところ、朝日新聞社（一審被告）は、ウェブサイトにおいて上記を一部利用した英文記事を配信した。一審原告は、一審被告が一審原告の記事を改変して掲載したことにより、著作権（翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権、名誉・声望権）を侵害されたなどとして、一審被告に対して損害賠償及び謝罪文の掲載を求めた。

一審原告は、一審原告及び一審被告の各表現の同一部分として、①映画産業の国際発展を妨げている利権構造の批判、②東京国際映画祭の事業費、事業委託先

及びその関係、③映画産業の既得権益たる社会的集団を「映画村」と表現し、その状態を「独占」と表現したこと、④平成 26 年の映画祭事業費と委託費の割合、⑤既得権益を構成する企業名、⑥東京国際映画祭とクールジャパン政策の連携等を主張した。また、一審原告は、一審被告が「未だ東京国際映画祭は批判の格好的になっており、映画祭に対する厳しい批判は毎年恒例行事のようなものになっている。そして、今回それを行ったのが映画プロデューサーの甲であった」として一審原告の記事を紹介したことが、日本の映画産業の発展のための生産的議論を目的とした一審原告の意図と著しく異なるように解釈される可能性があるなどとして、名誉・声望権侵害を主張した。

原審⁽¹³⁾は、上記①から⑥については、一審原告の思想・感情、アイデア、事実など、表現以外の部分に共通性があるに過ぎないとして、翻案権侵害及び同一性保持権侵害を否定した。また、一審被告による上記表現は一審原告又は一審原告の記事を誹謗中傷するものではないとして名誉・声望権侵害を否定し、請求を棄却した。これに対して、一審原告が控訴した。

〔判 旨〕

本判決は、翻案権侵害、同一性保持権侵害等については原審と同様であるとした上、名誉・声望権侵害の成否について補足的に判断した。

本判決は、被控訴人（一審被告）の記事が意見ないし論評の表明に当たるとした上、「著作物に対する意見ないし論評などは、それが誹謗中傷にわたるものではない限り、著作権法 113 条 6 項の『名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為』に該当するとはいえない」との判断枠組みを示した。

その上で、原判決と同様に、被控訴人（一審被告）の記事が控訴人（一審原告）又は被控訴人の記事を誹謗中傷するものとは認められないとした。控訴人は、①「大幅な改善努力を見せた 2015 年東京国際映画祭を受けてもなお毎年恒例の酷評を控訴人が行った」、②「控訴人が日本映画作品やその創作性及び日本映画制作者の国際的地位が不本意であるという評価、評論を行った」、③「不本意な国際的地位を理由として既得権益を批判した」という記述が恣意的に歪曲された虚偽であり、名誉・声望権を侵害すると主張したが、本判決は、各表現が控訴人の社会的評価を低下させないなどとして、名誉・声望権侵害を否定し、結論として控訴を棄却した。

⑧ アクシスフォーマー事件（大阪地判（21 部）平成 29 年 3 月 21 日（平成 28（ワ）7393）

〔事案の概要〕

原告は、健康器具（商品名：アクシスフォーマー）を製造し、ウェブサイト等を通じて販売していた。被告は、日本語 URL を「アクシスフォーマー .com」とするウェブサイトを作成し、原告のコンテンツを転載した上、「製造クオリティが非常に低い」、「意図的に在庫処分品を自社製品のように錯覚させる表記をしており、消費者庁が指導を行わなかったのは驚きである」などと、原告の健康器具の批判コメントを掲載した。

原告は、名誉棄損及びドメイン名の不正利用（不正競争防止法 2 条 1 項 13 号）のほか、著作権（複製権、公衆送信権）侵害を理由として、被告に対して損害賠償請求を行った。

〔判 旨〕

本判決は、被告による名誉棄損を認めたほか、被告が原告作成のコンテンツをそのまま被告のウェブサイトに掲載しているなどとして、複製権及び公衆送信権の侵害を認めた。

被告は、被告のウェブサイトにおける原告作成のコンテンツの掲載は引用（著作権法 32 条 1 項）に該当するなど主張したが、本判決は、被告は、原告作成のコンテンツの一部に上記のような批判コメントを付記しており、「原告製品ひいては原告を批評するという公益を図る目的でされたものとは認められず、むしろ原告製品ひいては原告の信用を毀損する目的でされた違法な行為というべきものであり、また売主の説明責任を果たすための正当な行為と認めることもできない」などとした。その上で、「その引用が『公正な慣行に合致するもの』とも『引用の目的上正当な範囲内で行なわれる』ものともいうことはできない」などとして、引用の成立を否定し、結論として請求を認容した。

⑨ 包装デザイン事件（東京地判（46 部）平成 29 年 11 月 30 日（平成 28（ワ）23604）

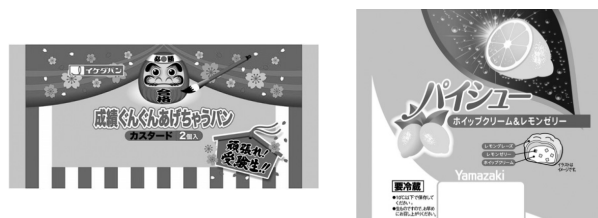
〔事案の概要〕

デザイナーである原告は、印刷加工業者である被告の注文を受けて、食品の包装デザインを制作した。原告は、被告が原告デザインの一部を無断で改変して利用し、著作権（複製権、翻案権及び譲渡権）並びに著作者人格権（同一性保持権）を侵害したなどとして、被告に対して損害賠償請求を行った。

本件では、原告デザインの一部（筆及びレモンを含むイラスト）の著作物性が争点の一つとされた。被告は「筆やレモンの描写がありふれている」などと主張し、「原告のデザインに独創性や美的鑑賞の対象となり得る美的特性がないこと」を立証する目的で、原告作成の絵画（「原告絵画」）の写しを裁判所に証拠提出した。これに対し、原告は、自身のデザインが相互に類似することは当然であって、裁判手続において原告のデザインを複製する必要はないなどとして、原告絵画の証拠提出についても著作権（複製権）侵害を理由とする損害賠償請求を行った。

本件で問題とされたデザイン等は以下のとおりである⁽¹⁴⁾。

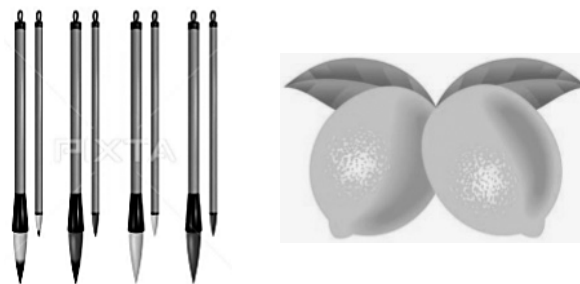
原告デザイン



被告デザイン（例）



原告絵画



〔判 旨〕

本件では、いわゆる応用美術の著作権侵害の有無が争点とされたが、本判決では原告デザインの著作物性の判断は行わず、被告による原告デザインの無断改変の有無について判断した。具体的には、事実関係に照らして、原告は、被告によるデザインの使用及び改変を当初から包括的に承諾していたなどとして、被告が原告のデザインを使用及び改変したことにつき著作権侵害の成立を否定した。

被告が原告絵画の複製物を裁判所に証拠として提出

したことについては、本判決は、「本件訴訟は民事訴訟であって、著作権法 42 条 1 項の『裁判手続』であるところ、…原告絵画はいずれも本件訴訟の争点につき被告の主張を裏付ける証拠とするために複製されたもので、争点に関する証拠を提出するために複製されたということができる。争点に関する証拠を提出することは本件訴訟の審理のために必要であるから、上記複製は『裁判手続のために必要と認められる』ものといえる」とした。

また、「…著作物性が争点となった絵画も原告絵画も筆及びレモンのそれぞれ全部が描かれたものであるということができ、また、筆及びレモンの全部について複製して証拠とする必要があるといえるから、上記複製は必要と認められる限度の複製であるということができる」として、著作権法 42 条 1 項の該当性を肯定し、結論として請求を棄却した。

⑩ 獄中絵画事件（知財高判（3 部）平成 29 年 6 月 14 日（平成 29（ネ）10006）

〔事案の概要〕

府中刑務所の受刑者であった一審原告は、受刑中、複数の獄中画を作成していた。一審被告らは、「救援連絡センター」とともに「獄中画の世界 - 25 人のアウトサイダーアート展」と題する絵画展を開催し、一審原告の許可なく、一審原告の獄中絵画「イエス最後の祈り」が掲載された同展示会のパンフレットの画像をウェブサイトに掲載した。一審原告は、自身の公衆送信権が侵害されたなどとして、一審被告に対して損害賠償請求を行った。

原審⁽¹⁵⁾が、一審被告による公衆送信権侵害を認め、一審原告の請求を一部認容したところ、一審被告が過失の不存在等を主張して控訴した。

〔判 旨〕

控訴人（一審被告）は、①「人権の砦」として信頼していた救援センターが、出品予定者の承諾なくウェブサイト等に作品を掲載する事態は全く想定しておらず、また、②展示会の主催者である救援センターの依頼を受けて会場を無償提供し、それに付随してパンフレットのウェブサイトへの掲載等の依頼を受けたにすぎないなどとして、出品者である被控訴人（一審原告）や救援センターに掲載の意思を確認する義務はないなどと主張した。

これに対し、本判決は、救援センターが公権力の弾

圧に対する救援活動を行っており、控訴人にとって信頼に足る団体であったとしても、同団体が著作権を始めとする知的財産権関係の法令遵守についても明らかな否かは別問題であるとした。その上で、控訴人は、救援センターの依頼を受けたとはいえ、「最終的に自らの判断で他人の著作物である絵画が掲載された本件パンフレットの画像をウェブサイトにアップロードする以上、…救援センターを通じるなどして著作権者（被控訴人）の許諾が得られているかどうかを自ら確認し、その確認が取れなければアップロード自体を差し控えるなどの適切な対応を採るべきであったことは当然である」として、控訴人の過失を認め、控訴を棄却した。

第 5 損害額が争いとなった事案

著作権侵害を理由とする損害賠償請求については、損害額の立証が困難な場合も少なくない。著作権法には、立証負担の軽減のため、①譲渡数量による損害額の算定（同法 114 条 1 項）、②侵害者の利益額に基づく損害額の推定（同条 2 項）、③利用料相当額の請求（同条 3 項）、④相当な損害額の認定（同法 114 条の 5）等の特則がある。

①ウィンドウズ違法販売事件では、損害額の認定に関連して、被告が侵害品を廉価販売した際の損害額の減額の可否が問題とされた。

⑪ ウィンドウズ違法販売事件（大阪地判（26 部）平成 29 年 2 月 20 日（平成 28（ワ）10506）

〔事案の概要〕

被告（個人）は、オークションサイト「ヤフオク!」上で米国マイクロソフト（原告）が開発したウィンドウズ等のソフトウェアを無許諾で販売し、購入者にダウンロードさせていた。原告は、被告に対して、著作権（複製権及び送信可能化権）侵害を理由に、使用許諾料相当額の損害賠償請求を行った。なお、被告については、著作権法違反及び商標法違反の罪が確定している。

〔判 旨〕

本判決は、被告による著作権侵害を認めた上、「各プログラムの販売価格」に「落札者に各プログラムをダウンロードさせた回数」を乗じた金額を損害額と認定した（著作権法 114 条 3 項）。

被告は、「被告が各プログラムを違法販売した際の

落札価格が 350 円～2000 円であり、上記の販売価格よりも低額である」などと損害額の減額を主張したが、本判決は、「被告が正規品よりも廉価で侵害品を販売したという事情は、むしろ、被告の行為の違法性が高いことを示すものであって、その場合に原告が通常の使用許諾料を減額したとは認め難く、損害額を低減させる事情には当たらない」などとして、損害額の減額を否定した。

第 6 契約関係が争いとなった事案

著作権は、全部及び一部の譲渡が可能であり（著作権法 61 条 1 項）、実務上は、著作権の利用許諾契約（ライセンス契約）も頻繁に利用されている。著作権の譲渡や利用許諾を行う際には、契約書において、その対象を明記しておくことが重要である。⑫漫画利用許諾契約事件では、「将来創作される著作物」の著作権利用許諾契約の有効性が問題とされた（本件の争点は多岐に渡るが、その他は割愛する）。

また、著作権譲渡契約において、翻案権（同法 27 条）又は二次的著作物の利用に関する権利（同法 28 条）が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は譲渡者に留保したものと推定される（同法 61 条 2 項）。⑬ ERP システム事件では、著作権譲渡契約上、上記特掲がない場合の譲渡の範囲が問題とされた。実務上、特掲がない著作権譲渡契約も少なくないが、推定やその復滅の有無をめぐる紛争の契機となり得ることから、注意喚起の趣旨で紹介する。

⑫ 漫画利用許諾契約事件（知財高判（2 部）平成 29 年 9 月 28 日（平成 27（ネ）10057 等）

〔事案の概要〕

漫画家（一審被告 Y1）は、著作権管理会社（一審原告 X）との間で、「一審被告 Y1 が、一審原告 X に対して、日本及び海外において一審被告 Y1 の著作物の複製、譲渡、展示、翻訳・翻案、送信可能化、商品化等の独占的实施を許諾する」旨の著作物利用許諾契約を締結した。本契約の許諾対象として「一審被告 Y1 が創作済みの各著作物（原案、原作、脚本、構成を含む）」に加えて「一審被告 Y1 が将来創作する著作物」が規定され、また、本契約の期間は「上記全ての著作物の著作権の存続期間が満了するまで」とされていた。

なお、本契約上、追加の印税（≒許諾料）は規定されていなかったが、本契約締結後、一審原告 X と一審

被告 Y1 との間で、「以降、一審原告 X が受領した印税の一部を一審被告 Y1 に分配する」旨の追加合意がなされた。

その後、一審被告 Y1 の漫画作品の出版社（一審被告 Y2）が、一審原告 X の承諾なく、一審被告 Y1 の書籍 99 点を出版したことから、一審原告 X は、上記書籍の出版等により独占的利用権が侵害されたなどとして、一審被告らに対して損害賠償請求等を行った。これに対して、一審被告らは、本契約は、許諾の範囲が無限定であり、また、利用期間が極めて長いことから、公序良俗に反して無効であるなどと主張した。

原審⁽¹⁶⁾は、本契約上、「『今後制作される著作物』につき、原告（著者注：一審原告 X）が印税配分義務を負わずに独占的利用権を取得することを内容とする部分については、公序良俗に違反し無効である」とした一方、追加印税を支払う部分は公序良俗に違反するとはまではいえないとし、本契約が有効な部分について請求を認容した。これに対して、一審原告 X 及び一審被告らがそれぞれの敗訴部分について控訴及び付帯控訴した。

〔判 旨〕

（1）本契約の有効性

本判決は、①一審原告 X 側が一審被告 Y1 に振込んだ合計 2 億円が独占的利用権の対価の性質を有する、②一審被告 Y1 は、一審原告 X の取締役として一審原告 X の経営に参画していた上、一審原告 X の株式を保有しており、本契約締結後も自己の著作物を利用して事業展開を行い、その収益から取締役報酬等を獲得できる地位にあった、③追加合意以降、一審被告 Y1 は、著作物の利用の都度、一審原告 X から使用料を受領できた、④本契約上、背信行為を理由とする解除条項もあったなどとして、本契約は「その対象に同契約後に制作される著作物を含み、その期間が長期にわたるとしても、公序良俗に反して無効であるということとはできない」とした。

（2）損害賠償請求の可否

本契約上、一審被告 Y1 がライセンサー、一審原告 X がライセンシーの立場であり、一審被告 Y2 は契約当事者ではない。また、本件書籍 99 点を出版したのは一審被告 Y2 であり、一審被告 Y1 は直接の行為者ではない。

しかし、本判決は、本契約の締結当時、一審被告 Y1 は一審被告 Y2 の代表取締役であり、本件書籍の無断

出版が一審原告 X の独占的利用権を侵害することについて故意があったなどとした。その上で、「本件独占的利用権は債権であるが、一審被告 Y2 は、一審被告 Y1 が代表者を務め、一審被告 Y1 と密接な関係にある者であり、本件書籍の出版が本件独占的利用権を侵害することを認識していた者であるから、一審原告 X は、契約当事者でない一審被告 Y2 による本件独占的利用権の侵害に対しても損害賠償を請求することができる」とした。

(3) 時効

本判決は、一審原告 X の損害として、得べかりし印税相当額を計算した。その上で、一審原告 X は、一審被告 Y2 に本件書籍の販売中止等を書面で求めたころには、本件独占的利用権の侵害の事実を認識しており、「損害」及び「加害者」(民法 724 条 1 項)を知っていたとして、その時点を、上記の損害賠償請求権の消滅時効の起算日であるとした。

これに対して、一審原告 X は、①一審被告 Y2 が無断出版を行った出版物及び発行部数を明らかにした時点まで時効は進行しない、②消滅時効の起算日は、一審原告 X が作成した個別出版契約書に基づく得べかりし利益の発生時であるなどと主張したが、本判決は、①一審被告 Y2 が「出版を行った出版物の内容や発行部数が個別に分からなかったからといって、『損害』を知ったということができる」との上記判断が左右されることはない、②不法行為による損害の発生時は、一審被告 Y2 が「無断出版を行った時点であり、個別出版契約書による得べかりし利益の発生時であると解することはできない」などとして、一審原告 X の主張を否定した。

⑬ ERP システム事件 (知財高判 (2 部) 平成 29 年 4 月 27 日 (平成 28 (ネ) 10107))

〔事案の概要〕

一審原告らは、ソフトウェアの開発及び販売を行う会社であり、一審被告は、コンピュータ・システムによる情報処理サービス等の提供会社である。

一審原告は、「オリジナルソフトウェア部品プログラム」を開発及び販売した後、これを翻案して「先行ソフトウェア部品プログラム」を開発及び販売するとともに、関連する各プログラム(「登録プログラム」)の創作年月日の登録を行った。その後、経営状態が悪化した一審原告は、事業継続の支援を受けるため、A

社との間で登録プログラム等の譲渡に係る合意書及び著作権譲渡契約を締結し、A 社に対する著作権の移転登録も行った。その後、登録プログラムの著作権は、A 社から B 社、B 社から被告へと譲渡され、その旨の著作権登録もなされた。

一審原告は、一審被告に対して、著作権譲渡の対象に先行ソフトウェア部品プログラムは含まれておらず、また、上記契約には著作権法 27 条及び 28 条の特掲がないため、これらの権利は一審原告に留保されているなどとして、先行ソフトウェア部品プログラムの著作権を有することの確認を求めた。

原審⁽¹⁷⁾は、一審原告が先行ソフトウェア部品プログラムについて著作権を有していたとしても、A 社に譲渡されているとして、請求を棄却した。これに対して、一審原告が控訴した。

〔判 旨〕

本判決は、事実関係に照らし、控訴人(一審原告)と A 社は、控訴人のソフトウェア事業を従業員ごと別会社に移転させ、その事業に係るプログラムの全ての権利を A 社に譲渡し、A 社が上記権利から利益を得るとともに、A 社が著作権譲渡契約の対価を控訴人に支払い、上記別会社が当該事業を継続的に行えるように支援することを約したものであり、先行ソフトウェア部品プログラムを含む全ての権利が、登録の有無を問わず、著作権法 27 条及び 28 条の権利を含めて譲渡の対象とされたとした。

控訴人らは、著作権法 61 条 2 項の特掲がないことを主張したが、①控訴人に先行ソフトウェア部品プログラムの翻案権及び二次的著作物の利用権を留保することは、上記合意の趣旨に反して不自然である、②著作権譲渡契約の締結後、「著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む著作権の譲渡がされた」旨の著作権登録が行われた、③著作権譲渡契約の条項においても、「非登録プログラム著作物」は、登録プログラムの「バージョンアップ等改良後のプログラム著作物、その他関連する一切のプログラム著作物」と定義され、登録プログラムと同様に譲渡の対象とされていたなどとして、著作権法 61 条 2 項の推定は覆ったとして控訴人の主張を否定し、結論として控訴を棄却した。

以 上

(注)

(1) 知財高判 (2 部) 平成 27 年 4 月 14 日 (平成 26 (ネ) 10063)

- 〔TRIPP TRAPP 事件控訴審判決〕
- (2) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 11 月 30 日 (平成 28 (ネ) 10018) 〔試験管型加湿器事件控訴審判決〕, 知財高判 (2 部) 平成 28 年 12 月 21 日 (平成 28 (ネ) 10054) 〔ゴルフシャフト事件控訴審判決〕
- (3) 大阪地判 (26 部) 平成 27 年 9 月 24 日 (平成 25 (ワ) 1074) 〔ピクトグラム事件〕 など
- (4) 裁判所のウェブサイト「知的財産裁判例集」に掲載されたものを引用した。
- (5) 枠内の記載に相当する部分が「原告追加部分」である。
- (6) 東京地判 (47 部) 平成 28 年 9 月 29 日 (平成 27 (ワ) 5619) 〔通販管理システム事件一審判決〕
- (7) 裁判所のウェブサイト「知的財産裁判例集」に掲載されたものを引用した。
- (8) 中山信弘「著作権法第 2 版」197 頁
- (9) Fashion Press のウェブサイト「ステラ マッカートニー青山が移転オープン」(2015 年 5 月 21 日) (<https://www.fashion-press.net/news/16454>)
- (10) DeNA のウェブサイト「第三者委員会調査報告書の受領及び今後の対応方針について」(<http://dena.com/jp/press/2017/03/13/2/>)
- (11) 京都新聞のウェブサイト「式辞に歌詞引用, 著作権料を京大 HP 掲載で JASRAC」(2017 年 5 月 19 日) (<http://www.kyoto-np.co.jp/education/article/20170519000004>)
- (12) 大阪地判 (26 部) 平成 29 年 1 月 12 日 (平成 27 (ワ) 718) 〔柴田是真書籍事件〕, 東京地判 (46 部) 平成 29 年 7 月 20 日 (平成 28 (ワ) 37610) 〔プレステージ社による発信者情報開示請求事件〕 等
- (13) 東京地判 (40 部) 平成 28 年 8 月 19 日 (平成 28 (ワ) 3218) 〔東京国際映画祭記事事件一審判決〕
- (14) 裁判所のウェブサイト「知的財産裁判例集」に掲載されたものを引用した。
- (15) 東京地判 (平成 26 (ワ) 18671) (判決日等不明) 〔獄中絵画事件一審判決〕
- (16) 東京地判 (29 部) 平成 27 年 3 月 25 日 (平成 24 (ワ) 19125) 〔漫画利用許諾契約事件一審判決〕
- (17) 東京地判 (46 部) 平成 28 年 10 月 25 日 (平成 28 (ワ) 4961) 〔ERP システム事件一審判決〕

(原稿受領 2018. 3. 27)